令和8年度予算編成方針

1.経済の状況

我が国の経済状況は、内閣府が発表した月例経済報告(令和7年9月)によると、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」としている。また、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」との認識を示している。

2.国と地方の状況

政府は、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太の方針)において、「令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う」とし、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB(プライマリーバランス)黒字化を目指す」としている。

また、地方行財政については、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、「市町村に対する垂直補完、市町村間の水平連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用といった取組を推進」するとともに、「拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」とし、「地方の一般財源の総額を確保して、地域における賃上げを起点

とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」としている。

さらに、7月には、「令和8年度予算の概算要求について」を示し、「施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化」するとともに、「要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映」することとし、令和8年度予算の編成作業に着手している。

国の動向が、地方の予算編成に与える影響は非常に大きく、特に、 地方の歳入の大きなウェイトを占める国庫補助負担金、地方交付税等 に係る方針の決定が待たれるところである。

3.本市の財政状況と今後の見通し

令和6年度決算は、歳入の根幹である市税について、国の定額減税の影響があったものの、実質的には、前年度に引き続き、増収となっている。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準を大きく下回っている。

一方、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は微減となったものの、人件費や扶助費の増加などを背景に、「義務的経費比率」は上昇しており、財政の硬直化が懸念される。

本市では、すでに人口減少の局面を迎えており、歳入の根幹となる市税収入の今後の見通しは不透明な状況にある。

このような中、少子高齢化等に伴う社会保障関連経費の増加や、公共施設等の維持・更新に加え、激甚化する自然災害、DX(デジタル

トランスフォーメーション)・GX(グリーントランスフォーメーション)への対応など、多くの行政課題に対して、各部局室が危機感を共有し、横断的に取り組まなければならない。

このため、税制改正や各種制度改正など、本市の行財政運営に大きな影響を及ぼす、国や県の動向に注視していかなければならないが、健全財政を維持し、現在策定中の第5次総合振興計画 後期基本計画を着実に推進するためには、極めて厳しく、難しい財政運営を余儀なくされる。

4. 予算編成の基本方針

令和8年度予算編成にあたっては、国が掲げる防災・減災・国土強靱化をはじめ、少子化対策、こども・若者政策の推進、誰一人取り残されない社会の実現、地方創生やDX・GXの取組などについて、情報の積極的な獲得と適切な対応に努めながら、「いのちと暮らしを守る」、「子どもが輝く社会に」、「越谷の未来を創る」施策の実現に向け、市民にとって真に必要な行政サービスを、スピード感を持って提供できるよう、全職員の創意工夫による最大限の努力を傾注し、予算編成にあたられたい。

(1) 第5次総合振興計画の推進

令和8年度は、第5次総合振興計画 後期基本計画の初年度となるため、将来像である「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現に向け、分野別計画に位置づけた施策の方向性や取組及び第一期実施計画に掲げる事業を基本に、効率的・効果的に取り組み、計画の着実な推進を図ること。なお、実施計画に掲げる事業は、その採択を前提に予算措置することを原則とする。

(2) 持続可能な行財政運営と行政改革の取組

健全財政を維持し、持続可能な行財政運営を行うため、現在策定中の第8次行政改革大綱 基本方針等を踏まえるとともに、長期的な展望と経営感覚・コスト意識を持って、予算編成に臨むこと。

(3) 効率的・効果的な予算運用の推進

自主財源・依存財源を問わず、これまで以上に、積極的な歳入の確保に努めるとともに、「選択と集中」による、予算の効率的・効果的な運用を図ること。

(4)特別会計・公営企業会計の運営原則の徹底

特別会計・公営企業会計においては、独立採算を基本に収支の調整を図り、安易に一般会計に依存せず、会計内での事業の効率化 や経費の節減などに努めること。

(5) 災害等を踏まえた対応

東日本大震災や能登半島地震、頻発化・激甚化する大雨・台風による災害、インフラ老朽化の状況などを踏まえ、市民の「いのちと暮らしを守る」施策へ的確に対応すること。

(6)予算編成過程の透明性の確保

予算編成過程の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、 予算要求額等の公表を実施する。

5. 予算編成に向けて

(1)財源の確保

①自主財源の根幹である市税については、今後の社会経済情勢、 地方税制度の改正等を見極め、的確な額を見積もること。

また、税負担の公平性・公正性を追求しつつ、課税客体のより

- 一層の適正な把握と、更なる収納率の向上に努めること。
- ②市税以外の未収金についても、越谷市債権管理条例を踏まえ、的確な収納対策に取り組むこと。
- ③国県支出金は、法令改正、制度改正などの動向に十分留意すると ともに、関係機関との行政課題の共有、緊密な連携を図り、積極 的な活用に努めること。
- ④使用料・手数料等は、受益者負担の原則、住民負担の公平性確保の観点から、関連コストとのバランスや、市民生活への影響等を十分配慮のうえ、「使用料等のあり方に関する基本方針」を踏まえた見直し・改善により、更なる適正化を図るとともに収納の確保に努めること。
- ⑤本市の潜在的な魅力の発掘や、魅力発信、関係人口の増加などによる地域活性化等に資する「ふるさと納税制度」を活用した取組については、自主財源確保の観点も踏まえ、積極的な推進を図ること。
- ⑥自治体版クラウドファンディングの効果的な活用をはじめ、広告掲載の拡充や、行政財産の活用、将来を見据えた不要な市有財産の売却など、あらゆる手段を活用し、自主財源の更なる確保に努めること。
- ⑦住民負担の世代間公平の調整や、財政負担の平準化等を図ることができる地方債については、借入利率が上昇傾向にあることから、 公債費が後年度の義務的経費となることを踏まえつつ、地方交付 税措置のある地方債を中心に有効活用を図ること。

(2) 徹底したコストの見直し

①近年の人件費や物価の急激な上昇を踏まえた、適正な労務単価や

資材価格を考慮した積算を行いつつ、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、行政改革の観点から事務事業のあり方をゼロベースで見直すとともに、他市の先進事例を参考とするなど、経費の節減・合理化に努め、徹底したコストの見直しを図ること。

- ②経常的経費、投資的経費を問わず、前例踏襲や過去の実績による 安易な反復計上とならないよう、事業内容・事業手法等の点検・ 見直し、効果検証を実施するとともに、民間活力の有効活用を 検討するなど、十分に内容を精査すること。
- ③経常的経費については、的確な対象の把握に努めること。また、 投資的経費については、事業の緊急性、必要性、投資効果のみな らず、ランニングコストなど、後年度の財政負担等を十分検討し、 適切な要求をすること。

なお、公共施設等の更新などについては、現在策定中の公共施設等総合管理計画 第2次アクションプラン及び個別施設計画の内容等を踏まえた要求とすること。

④第8次行政改革大綱に基づく取組や、AI(生成AI等)・RPAの活用など、業務のデジタル化や新たな投資による経費の削減効果などが確実に見込める取組については、必要となる経費を可能な限り予算措置する考えである。

(3)行政評価の活用等による予算の重点化

- ①限られた予算を有効活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、行政評価制度における事務事業評価の結果等を、適切に 予算編成に活用すること。
- ②既存事業については、当初の事業目的の達成状況や、当該事業を 取り巻く環境の変化などを踏まえ、「現在の市民ニーズに合って

- いるか」という視点で、統合・廃止・縮小等の不断の見直しを行うとともに、妥当性・効率性・有効性・貢献度等の観点から優先順位を精査し、予算の重点化を図ること。
- ③新規・拡充事業の提案(ビルド)については、原則として、既存事業の見直し(スクラップ)や、新たな財源が確保されるものを前提とすること。なお、行政課題が複雑化・多様化している現状を踏まえ、他の地方公共団体との広域的な取組や、官民連携などの新たな手法についても調査・研究の上、柔軟な発想で検討し、出来うる限り、事業実施による効果が横断的に発揮されるよう、大局的な視点で、企画、立案、調整を行うこと。
- ④事後評価または外部評価の結果、検討・見直しを行うこととなった事務事業は、改革改善の方向性を整理した上で、予算要求 すること。

(4)配分予算制度等の推進

- ①「配分予算制度」は、既存の歳入の増額や新たな財源の確保などにより、事業費の拡大が可能となるため、各部局室において、責任をもって調整すること。
- ②配分対象事業についても、不断の見直しを行うとともに、経費の 見積もりにあたっては、決算の状況などを十分に踏まえ、原則と して、過去の実績を超える経費の要求は行わないこと。
- ③予算編成・執行に対する職員の意識改革や、事務事業の見直しの 促進などを目的とした「インセンティブ制度」は、各部局室の 財源確保や経費節減努力を予算編成に反映することができるた め、これまで以上に効率的な予算執行に努めるとともに、積極的 な活用を図ること。

(5) 市単独補助金の適正化

- ①令和7年度は、全ての補助金を対象とした一斉見直しの年となるため、補助金の継続には、令和8年度当初予算要求時までに、所要の手続きが必要となることをすでに通知しているところであるが、補助金等評価基準及び補助基準を踏まえ、適切な事務手続きに基づいた予算要求をすること。
- ②包括外部監査の結果等を踏まえ、それぞれの補助金等により実施 した事業の実績や成果を十分検証すること。なお、補助事業の 成果等が示せないものや今後改善が見込めないものなどについ ては、厳しく調整にあたるものとする。

(6) 公契約条例を踏まえた対応

- ①条例の目的を踏まえた、適正な予算要求を行うこと。
- ②労働報酬下限額が適用となる対象契約については、経費を見積もる際に十分留意すること。